

制定	2026年3月27日	1
改正	—	版

情報公開取扱規程

第1条(目的)

この規程は、透明で公正な企業活動を目指し、うべアクアフロント株式会社(以下、「当社」という。)が遂行する宇部市公共下水道西部処理区運営事業(以下、「本事業」という)に関する情報について、宇部市との実施契約の定めに基づいた公開及び宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号。以下「条例」という。)の定めに基づいた開示のための管理の基本的事項を定めること等により、当社の事業活動を市民の皆様にご説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第2条(情報公開)

- 当社は、会社法(平成17年法律第86号)その他当社に適用のある法令で定めるところにより、その保有する情報を記録した文書、図画又は電磁的記録を、次の各号のとおり当社ウェブサイト等において継続的に公開する。公開する情報の種類、更新頻度及び公開方法は、別紙1のとおりとする。
 - 全体事業計画書、中期事業計画書、年間事業計画書
 - 財務諸表(貸借対照表、損益計算表、個別注記表、キャッシュ・フロー計算書、事業報告書、各付属明細書)
 - 会計監査法人による監査報告書
 - 各業務報告書(セルフモニタリングの結果を含む。)
 - 重要業績評価指標(KPI)の実績(財務指標及び単位水量当たりの消費電力量等)
- 前項各号に定める情報については、当社のノウハウ保護、セキュリティ確保、又は第三者との契約上の守秘義務遵守等の観点から、その内容を要約した「概要版」の公開をもって代えようとするときは、あらかじめ宇部市の承認を得た上で、概要版とした理由及び省略した情報の範囲を明示しなければならない。
- 第1項第5号に掲げるKPIの実績については、四半期ごとに公開するものとする。

第3条(情報開示)

前条に基づき公開する情報に加え、開示請求に基づき開示する情報の対象、開示請求の手続き、不開示の範囲、及びその他の手続きについては、第4条から第13条までに定めるとともに、別紙2のワークフロー図のとおりとする。

第4条(開示対象)

高い公共性を有する本事業に関し、当社の役員又は従業員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当社の役員又は従業員が組織的に用いるものとして、当社が保有しているもの(以下、「運営事業情報」という。)を開示の対象とする。

第5条(開示請求手続)

1. 運営事業情報の開示請求(以下、「開示請求」という。)にあたっては、開示を求める者(以下、「開示請求者」という)は、次に掲げる事項を日本語で記載した書面(以下、「開示請求書」という。)を当社に提出する。
 - 1) 開示請求者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 2) 開示請求に係る運営事業情報を特定するに足りる事項
2. 当社は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当社は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努める。

第6条(運営事業情報の開示)

1. 当社は、前条に基づく開示請求があつたときは、開示請求に係る運営事業情報に次の各号に掲げる情報(以下、「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は当該部分を除き、開示請求者に対し、当該運営事業情報を開示するものとする。
 - 1) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により公開することができないとされている情報
 - 2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - a) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
 - b) 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職又は氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - c) 人の生命、身体又は財産若しくは自然環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - 3) 当社以外の法人その他の団体(以下、「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活若しくは財産又は自然環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - a) 公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(当社が守秘義務を負ったうえで法人等から開示され又は取得した情報及び法人等の未公開の著作物が含まれている情報で、公にすることに予め同意されていない情報が含まれるがこれらに限らない。)
 - b) 当社の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等における通例として公にしないとされているものその他の当

該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- 4) 当社、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 5) 当社が行う事務又は本事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は本事業の性質上、当該事務又は本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - a) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - b) 監査、検査、取締り又は試験等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - c) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、当社の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ
 - d) 本事業に関し、当社の企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条(公益上の理由による裁量的開示)

当社は、開示請求に係る運営事業情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該運営事業情報を開示することができる。

第8条(運営事業情報の存否に関する情報)

当社は、開示請求に対し、当該開示請求に係る運営事業情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当社は、当該運営事業情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第9条(開示請求に対する連絡等)

1. 当社は、開示請求に係る運営事業情報の全部又は一部を開示するときは、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関する必要事項を連絡する。
2. 当社は、開示請求に係る運営事業情報の全部を開示しないとき(前条の規定により運営事業情報の存否を明らかにしないとき及び開示請求に係る運営事業情報を保有していないときを含む。)は、開示請求者に対し、その旨を連絡する。
3. 当社は、前二項の場合において、開示請求に係る運営事業情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を連絡する。
4. 前三項の連絡は、開示請求があった日から14日以内に行うものとする。ただし、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき等、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5. 前項の規定にかかわらず、当社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書を受領してから起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、当社は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を連絡する。

第10条(再検討の求めの手續)

1. 開示請求に対して当社が行った連絡について、当該開示請求者は、当該連絡を受けた日から2週間以内に、当社に対して再検討の求めを行うことができる。
2. 再検討の求めにあたっては、次に掲げる事項を日本語で記載した書面(以下、「再検討の求めの書面」という。)を当社に提出して行う。
 - 1) 開示請求者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 2) 開示請求に係る運営事業情報を特定するに足る内容事項
 - 3) 再検討を求める理由

第11条(再検討の求めに対する連絡等)

1. 当社は、再検討の求めに対して、その再検討を求める理由にも配慮しつつ、再度、第4条及び第6条から第8条の規定に照らして、開示又は不開示等の判断を行い、再検討の求めを行った者に対し、その結果を連絡する。
2. 第9条第4項及び第5項の規定は、前項の連絡について準用する。

第12条(外部専門家への確認依頼)

1. 当社は、第10条の規定による再検討の求めがあつたときは、不開示と判断した事項について、当社外部の専門家(出資企業の法務部門を含むがこれに限らない。)に不開示判断の妥当性について確認を依頼する。
2. 前項の確認の結果は、第11条第1項及び第2項の定めに従い、再検討の求めを行った者に対し、その結果を連絡する。

第13条(費用の負担)

1. 運営事業情報の開示に係る手数料は、無料とする。
2. 運営事業情報の写しの交付又は送付を受ける開示請求者は、当該写しの交付又は送付に要する費用を負担するものとし、負担する額は、条例第13条の規定に準じる。

第14条(運営事業情報の管理)

1. 当社は、本規程の適正かつ円滑な運用に資するため、運営事業情報を適正に管理するものとする。
2. 当社は、運営事業情報の管理に関する定めを設け、運営事業情報の分類、作成、保存及び廃棄を適切に行うものとする。

第15条(規程の改廃)

本規程の改廃は、あらかじめ宇部市と協議の上、当社の取締役会にて決議を行う。なお、改廃後は速やかに宇部市に報告するものとする。

付則

1. 実施期日 2026年4月1日

2. 改正の履歴

改正年月日	改正の主な事由及び内容
2026年3月27日（1版）	会社設立に伴い、情報公開の取扱いに関する基本となる必要事項を定めるため、制定。

【別紙1】 一般公開する情報の種類・頻度・方法

項目	公開内容	更新頻度	公開方法
事業計画	全体事業計画書	策定・変更時	Web
事業計画	中期事業計画書	策定・変更時	Web
事業計画	年間事業計画書	1回/年	Web
財務・監査	財務諸表（貸借対照表、損益計算表、個別注記表、キャッシュ・フロー計算書、事業報告書、各付属明細書）	1回/年	Web
財務・監査	会計監査法人による監査報告書	1回/年	Web
業務報告	各業務報告書（セルフモニタリング結果の要旨、環境KPI達成状況等を含む）	1回/年	Web
KPI実績	重要業績評価指標（KPI）の実績（財務指標及び単位水量当たりの消費電力量等）	四半期ごと	Web
その他	地域貢献等に関する方針	策定・更新時	Web
その他	情報公開取扱規程	策定・更新時	Web

※第2条第2項の規定に基づき、当社のノウハウ保護等の観点から、その内容を要約した「概要版」の開示をもって代えることがある。

【別紙2】 情報開示に係るワークフロー図

